

転居された方へご案内

※おもな手続きとして、次のようなものがあります。

内 容	窓口での手続き	担当窓口 (市外局番 0883)	必要なもの
国民健康保険	住所変更届の手続きをしてください。	保険医務課 1階 7番窓口 Tel 72-7613	国民健康保険証
後期高齢者医療保険	保険医務課で確認後、新しい住所に受給者証を送付します。	保険医務課 1階 6番窓口 Tel 72-7613	受給者証 印鑑
子どもはぐくみ医療・ひとり親医療・重度医療等の受給対象者の方	住所変更届の手続きをしてください。		
介護保険の被保険者 (65歳以上の方)	介護保険センターから新しい保険証が送付されます。	長寿・障害福祉課 1階 5番窓口 Tel 72-7612 又は 介護保険センター Tel 76-0030	
要介護、要支援認定を受けている方			
障害者程度・支援区分の認定を受けている方	住所変更届の手続きをしてください。	長寿・障害福祉課 1階 5番窓口 Tel 72-7610	受給者証
障害福祉サービスの決定を受けている方	住所変更届の手続きをしてください。		
児童手当	住所変更届の手続きをしてください。	子育て支援課 (子育て支援センター) Tel 72-7648	印鑑
児童扶養手当	住所変更届の手続きをしてください。		印鑑
公立小学校・中学校に在学している児童生徒	学校で手続きをしてください。	学校教育課 Tel 72-3555	
印鑑登録証	手続きはありません。(転居届により自動的に印鑑登録の住所も変わります。)		
住基カード・個人番号カード	住所変更届の手続きをしてください。電子証明書をお持ちの方は、併せて更新の手続きもしてください。 また個人番号カードを申請中で受け取りがまだの方は、再申請が必要な可能性があります。詳しくはご相談ください。	市民課 1階 2番窓口 72-7609	住基カードもしくは個人番号カード 印鑑
通知カード (※個人番号を通知したものです)	手続きはありません。(マイナンバーの確認書類として使えなくなります)		

※ 手続き等についてわからないことがありましたら、担当窓口へお問い合わせください。